

地主・経営者のための情報マガジン

AgriTimes

あぐりタイムズ vol. 85

2012 / 8月号



税金と資産運用のプロとして ランドマーク税理士法人はお客様満足度No.1を目指します

事務所の研修旅行で静岡に行った際に立ち寄った新東名の駿河湾沼津インターで撮影しました。眺めが良く、人気スポットみたいですよ!

今月の掲載内容

今月の
目玉

相続税の税務調査

1p

セミナーのご案内

4p

固定資産の交換の特例

5p

増販増客シリーズ〈第46弾〉

7p

お客様の声、無料相談会のお知らせ、税務カレンダー

9p

職員紹介

10p



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

ご面談は無料です。お気軽にお電話ください!

ヨハ セツゼイ または
☎ 0120-48-7271 ☎ 045-929-1527

当事務所ホームページも是非ご覧下さい!

ランドマーク税理士法人

検索



【相続税対策】 <http://www.zeirisi.co.jp> 【法人】 <http://www.landmark-tax.com>





相続税の税務調査

相続税の申告書を提出すれば、ひとまず一段落。しかし、これで悩みの種が全て片付いたわけではありません。一番怖いのは**税務調査**です。

相続税の税務調査が来るのは「**4 件に 1 件の割合**」と言われていますが、財産、特に多くの預貯金が頻繁に動いている場合や、争いがあったときは調査の対象として選定される場合が多いようです。調査の時期は申告書を提出してから**最初の 8 月～12 月にくる可能性が一番高く**、次に 2 年目の 8 月～12 月、3 年目の 8 月～12 月と続きます。

これまでは、「**3 年目までに来なければ税務調査は来ない可能性が高い**」と言われてきましたが、昨年 12 月に行われた税制改正によって、**増額更正できる期限が 5 年に延長**されたため、これからは**その後も気が抜けないこと**になりそうです。

1 税務調査とは

税務調査には**任意調査**と**強制調査**とがあり、**任意調査**に法的な拘束力はなく、現状調査や各種資料の調査が行われます。一方、**強制調査**には法的な拘束力があり、臨検、捜査、差し押さえ等がなされます。税務調査のほとんどは、前者の**任意調査**です。

調査の手順としては、最初に税務署から納税者（又は税理士）に電話がきますので、調査の対象となる年度や、当日必要な書類について事前に確認しておくとい良いでしょう。ただし、**法人税の税務調査の場合では、業種によっては抜き打ち調査もありえます。**

税務調査の結果、特に問題がない場合には、税務署から納税者または調査に立ち会った税理士に対し調査終了の通知がきます。問題箇所が見つかった場合には**修正申告**を行うこととなりますが、その場合には**延滞税**や**過少申告加算税**、あるいは**重加算税**がかかります。逆に、税金が戻るような部分があれば**更正の請求**を行うこととなります。

2 税務調査の流れ

相続税の税務調査の流れは、所轄の税務署から申告書の作成税理士に税務調査に入りたい、という旨の連絡があり、相続人との日程の調整が行われます。当日は朝 10 時から調査が始まり午後 5 時位までかかりますが、午前中に終了ということもあります。調査は 2 名の税務署職員が相続人の家に訪れ、**午前中は聞き取り調査、午後は通帳・権利書等重要書類の確認**を行います。

相続税の税務調査で質問される項目は以下のように、おおむね決まっています。

<午前>	<午後（主に現地調査）>
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 被相続人の仕事、趣味、性格、入院歴、病気の状況<input type="checkbox"/> 亡くなる前の意思があったか<input type="checkbox"/> 財産（主に預貯金）の管理者は誰だったのか<input type="checkbox"/> 医療費はどこから出していたか<input type="checkbox"/> 生活費はどのように捻出していたか <div style="text-align: center;"></div> <p>「亡くなった方の財産が生前の収入に対して適正な額か」 「贈与税の申告もなく家族の名義になった財産はないか」</p>	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 被相続人が生前に財産（預金通帳、権利書等）を保管していた場所の確認<input type="checkbox"/> 二次相続の場合には一次相続で名義の書き換えをしているかどうか（一次相続の時にその配偶者が相続したものが漏れていないかどうかの確認）を前の相続税申告書と突き合わせ（特に預貯金）<input type="checkbox"/> 被相続人からの贈与についての確認（金額、時期、申告の有無）、贈与後の通帳・証書の保管者の確認<input type="checkbox"/> 手持ち現金の状況の確認<input type="checkbox"/> 家に保管してある全ての印鑑の印影をとり、各印鑑の使用方法的確認<input type="checkbox"/> 預金通帳について家族全員分の金融機関・番号・残高・取引内容の確認、土地の測量図が家に残っていないか（* 縄延び）の確認 (場合によっては、現地を見に行くこともあります。) <p>* 縄延びとは、登記簿上の土地面積より実測面積が大きいことをいいます。</p>

3 税務調査で注目される預貯金の流れ

相続税の税務調査で一番問題になるのは**現金預金の取引内容**です。特に「**名義預金**」の関係は詳しく調べられます。

「**名義預金**」というのは、**亡くなった方の預貯金が贈与の手続きを経ずに他の家族の名義になっているものです**。たとえ名義を書き換えても、実際に管理・所有しているのは名義を書き換える前の所有者であるとみなされ、これは**相続財産に含まれます**。

税理士も申告書作成時には被相続人の過去何年間かの預貯金の流れを確認します。特に大きい出金に関してはどこへいったのか、亡くなった日現在でほかの家族の名義になっていないか等をよく調べます。

同様に、税務署に相続税の申告書が提出されると、税務署の担当官によって、関係のありそうな全ての金融機関に相続が発生した日現在の被相続人、相続人、家族の預貯金の残高と過去何年間かの預貯金の取引明細の問い合わせがあります。

ちなみに、郵便局の貯金については税務署では調べられないという噂もありますが、そのような事実はありません。郵便局はコンピューター管理が進んでいますので地域のセンターに問い合わせると最新の正確なデータが早めに出てきます。税務調査で郵便局の貯金の申告漏れが見つかり「脱税しようとした」という見解がとられ、重加算税の対象にしようとする調査官もいるようです。



4 税務調査が入る前に「みなし財産」を整理

名義預金のような、いわば「みなし財産」は預金の他にも名義を換えた保険契約等も同様で、課税財産となります。

例えば、①保険契約者名が相続人になっているが、実際は被相続人が掛金を支払っていたもの、②保険契約期間の途中で契約者を相続人に換えてしまったもの、などがあります。

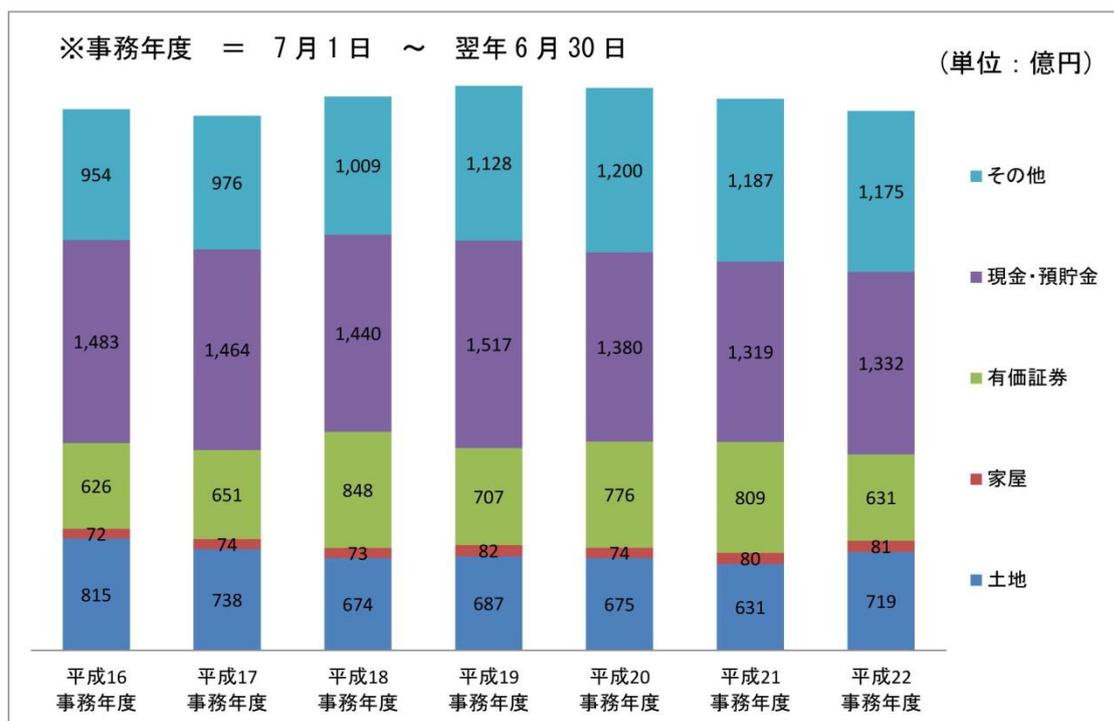
このように「みなし財産」として扱われないためには、贈与税の申告を済ませておき、必要であれば贈与税を支払っておくことに尽きます。

もちろん、この場合は贈与を行った財産については、贈与を受けた方が管理・所有する必要があります。また、相続が発生してから遡って3年以内に相続人に対して行われた贈与については相続財産に持ち戻されることになるので、その点は留意して下さい。なお、その財産について支払った贈与税は、相続税から控除されます。

預金や保険契約は土地や家屋と異なり、名義換えが簡単にできるので、本来相続財産に計上される財産であっても、見逃してしまうことは少なくありません。悪意はなくても、このような財産は税務調査の対象となってしまうので、ご注意下さい。

税務調査は現預金の流れが最重要ポイントです。被相続人の生前の入出金についてしっかり把握し、贈与の申告等の漏れがないか再度確認しましょう。

平成 16 事務年度から 22 事務年度の調査に基づく
『申告漏れ相続財産額』の種類別内訳





【セミナー報告】好評の声を頂いています！

●丸の内相続大学校【相続マイスター講座】『都市農家・地主の相続、税務調査の動向』 (5月10日、東京丸の内/三菱ビル)

お客様の声

- ・非常にわかりやすく気配りのできる講義ですごいと思った。(司法書士)
- ・節税を伴わない講座は意味がないので有意義でした。さすが清田先生と感じた。(不動産賃貸業)
- ・一般の人にもわかりやすい事例を盛り込んでおり、イメージしやすかった。(生命保険会社)
- ・税務調査の実情についての知識を得ることができた。生前対策についてのチェックリストは役に立ちます。(税理士)



●資産税のプロが教える『相続対策としての不動産活用術』 (5月17日、横浜ランドマークタワー)

お客様の声

- ・とても重要な内容の講義ありがとうございました。(不動産管理業)
- ・貴重な内容の講義、説明ありがとうございました。(不動産管理業)
- ・大変参考になりました。今後ともよろしくお願いします。(不動産賃貸業)
- ・丸の内相続大学校でも学ばせて頂いていますが、勉強すればするほど個々人の置かれている環境の重要性が分かり、シミュレーションの重要性を認識しています。(無記名)

7月のセミナー開講予定

丸の内相続大学校

- 7/5 (木) 広大地評価における留意点、更正の請求 (不動産鑑定士・税理士 沖田 豊明 氏)
 - 7/10 (火) 不動産所有法人を利用した消費税還付 (税理士 田中 美光 氏)
 - 7/17 (火) 遺産分割に係る調停制度 (不動産鑑定士・税理士 下崎 寛 氏)
- 只今、申込み受付中! 単独講座の受講も可能です。詳しくは、ランドマーク税理士法人 HP まで!

7/9 (月) こうして会社は良くなった! 『不況に打ち勝つ! 増販増客事例』

◆不動産関連の成功事例を一挙に3つご紹介!

当事務所の推奨する CTPT マーケティングの活用により、短期間、低予算で効果を発揮するマーケティング手法を、増販に成功した事例を基に徹底解説します。〈横浜ランドマークタワー25階〉

8/20 (月) 申告後も気が抜けない! 『相続税税務調査の実態と対策』

◆ポイントを押さえた事前準備で安心!

相続税税務調査の適切な対応方法や、調査対象にならないための申告時の留意点、調査の裏側など、現場を知り尽くしたプロがわかりやすく解説します。〈東京丸の内 三菱ビル 10階〉

- 【時間】 [講義] 15:00~16:00 [個別相談] 16:00~16:30
- 【参加費】 1,000円(関与先様、2回目以降、ご紹介の参加者様は無料)
- 【講師】 清田 幸弘(代表税理士)ほか

参加者様全員に、平成24年版『都市農家・地主の税金ガイド』プレゼント!





固定資産の交換の特例

Q 兄弟間で土地を交換することになりました。この場合、譲渡所得に対する税金を軽減できる特別な措置があると聞きましたが、どのようなものでしょうか。

A 一定の要件を満たせば、「**固定資産の交換の特例**」を受けることができます。この特例を利用すれば、譲渡所得の課税上、その**譲渡がなかったものとみなし、課税されません。**

解説

「**固定資産の交換の特例**」はどのようなときに活用できるのかというと、例えば、Aさんが持っている土地が、「**取得費 500 万円、時価 4,000 万円**」で、Bさんが持っている土地が、「**取得費 600 万円、時価 5,000 万円**」だとします。AさんとBさんがそれぞれの土地を交換した場合、Aさんは「取得費 500 万円の土地を手離して、時価 5,000 万円の土地を手に入れた」ということになり、**4,500 万円の譲渡益**が発生します。一方、Bさんは「取得費 600 万円の土地を手離して、時価 4,000 万円の土地を手に入れた」とされ、**3,400 万円の譲渡益**が発生します。

これらの所得に対して多額の税金をかけられてしまうのは、どうも納得のいかない話ではないでしょうか。そこで、一定の要件を満たせば「**譲渡がなかったもの**」とするこの特例が用意されているのです。

1. 固定資産の交換の特例の概要

この特例は、所有している固定資産を他の者が所有している固定資産と**交換**したとき、一定の要件を満たした場合に使用できるものです。この交換によって取得した資産を、**交換の際に譲渡した資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供した場合**、譲渡所得の課税において、その**譲渡がなかったものとみなされます。**

これは譲渡所得税の免除というわけではなく、次回の譲渡まで課税を繰り延べることができるというものです。「取得時期」及び「取得費」は交換前の資産のものをそのまま引継ぐこととなります。

2. 固定資産の交換の特例の要件

特例の適用を受けるためには次の**6つの要件**をすべて満たさなければなりません。

- ①交換取得資産と交換譲渡資産は、**いずれも固定資産**であること
(不動産業者などが販売のために所有している土地などの資産は「棚卸資産」なので、特例の対象にはなりません。)
- ②交換取得資産は、**交換相手が1年以上所有**していたものであること
(交換のために取得したものは含まれません。)

- ③交換譲渡資産は、**1年以上所有**していたものであること
- ④交換取得資産と交換譲渡資産は、土地等、建物等、機械および装置、船舶、鉱業権等の区分に応じる**同じ種類のもの**であること
 (「借地権」は「土地」に含まれるので借地権と土地の交換でも特例が受けられます。
 「建物に附属する設備」及び「構築物」は「建物」の種類に含まれます。)
- ⑤取得する資産は、交換の日の属する年分の確定申告期限までに、**譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供すること**

交換譲渡資産	用途の区分
土地	宅地、田畑、鉱泉地、池沼、山林、牧場又は原野、その他
建物	居住用、店舗又は事務所用、工場用、倉庫用、その他の用
機械装置	耐用年数省令別表第二に掲げる設備の種類区分
船舶	漁船、運送船、作業船、その他

- ⑥交換時における交換取得資産と交換譲渡資産の時価の差額が、**いずれか高い方の価額の20%を超えないこと**

3. 適用を受けるときの注意点

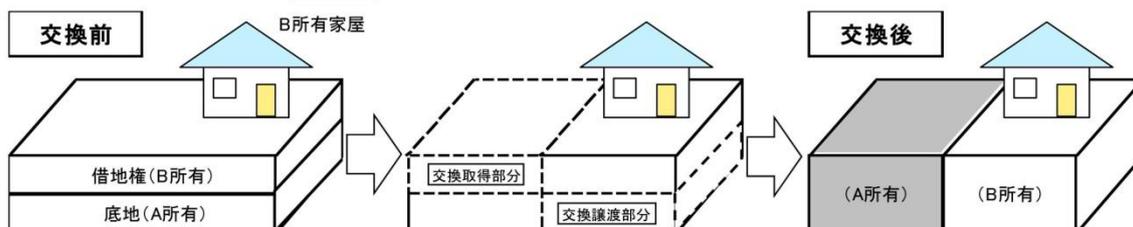
この特例の適用を受けるためには、「**財産の評価が等価である**」という認識が必要です。もっとも、赤の他人同士の交換であれば、当事者が「等価の交換である」と認識すればよいのですが、親族間における交換となると、「本当は贈与があったのではないか」などと疑問視される場合があります。

時価に差があるような場合、**差額について現金等を受け渡しておく**などの対策を打っておく必要があります。(この部分については所得税及び住民税の課税対象となります。)

4. 特例の利用

貸宅地や耕作権の付いている土地など処分の難しいものを所有している場合、相続時に遺産分割などでもめることのないように対策を立てておく必要があります。

例えば、昔からの地主 A さんが、所有する底地の一部と借地人 B さんの借地権とを生前に交換できれば、**下図交換後の網掛け部分の土地が有効活用地となります。**



この特例をうまく活用すれば、現在の生活環境に合わせた、双方にとってメリットのある土地の利用ができるのです。



不況無縁の増販増客、売上増！！の基本的ノウハウをお届けします

増販増客シリーズ 〈第46弾〉

コストをかけられない中で、みなさんはどう工夫しますか？

全業種共通

「増販増客の方程式」を抽出し、継続的な売上増を！
様々な指標に分解することで具体策が見えてくる！！

「増販増客の方程式」という考え方

●「待ちの企業」から「攻めの企業」へ変貌

全号では「エンドユーザーフォーカスの法則」についてお話しいたしました。今号では「待ちの企業」から「攻めの企業」へ変貌するために「増販増客の方程式」なるものをご紹介しますと思います。「方程式」というと少し難しそうですが、決してそんなことはありません。しかもPTを組立てるときに非常に有効ですので、ぜひ最後までお付き合いください。

さて、みなさんは「売上高」を考えると、どのような計算式を思い浮かべますか？おそらく多くの方が「売上高＝販売数×客単価」とお答えになるのではないのでしょうか。当然と言えば当然です。「いくつ販売するのか」「いくらで販売するのか」と皆さん考えます。しかしこれだけでは売上を上げたいとき「販売数を伸ばすか」「販売単価を上げるか」だけになってしまいます。販売数を伸ばすための具体策や段取りが出てくるまでにはいたりません。ましてや値上げもできない昨今です。そこで私達が推奨している「増販増客の方程式」なのです。「攻めの企業」は、増販増客のために何をすべきか、いつどんな手を打つべきか、を具体的に考えるのです。

指標に分解し、具体策を考える

●コストをかけられない場合には・・・



7月
7月は中元シーズン。賞与も出て消費は1年でも12月に次ぐ月。近頃は猛暑が多く、エアコン需要や夏物商品がよく売れます。各地で山開き、海開きも行われ、夏休みに突入します。

お中元の予約は5月から始まるケースもあり、デパート、コンビニ、専門店、ネットなど顧客の選択肢が多様です。地方からネットで、お中元商戦への参加も可能な時代になっています。

右の「方程式」をご覧ください。販売会や展示会などの方程式、そして飲食店の方程式を例としてあげました。CTPTマーケティングでは「攻めの企業」の例にあるように指標を3つ、4つに分解し、どの指標を上げるべきなのかを考えるのです。もちろんコストをかけられるのであれば、単純に告知数を増やせばよいこととなります。DMの発送数を増やしたり、チラシの枚数を増やしたり。しかし通常なかなかコストはかけられないもの。そこで別の指標を上げることを考えます。「反応率」を高めるにはどうしたら良いか、「来場率」を高めるにはどうしたら良いか、飲食店ならどうやって「同伴数」を増やそうか・・・。

劇的な増販増客となる秘密

●各指標がアップする、数々の手法

例えば「反応率」が低ければ、DM等ツールの内容を再考したり、粗品のプレゼントをつけて返信を促したりします。また「来場（店）率」を上げるためには、反応者や顔のわかるお客様へ電話を1本入れる「プラス電話」という手法をお勧めしています（今号では紙面の都合上詳細はご紹介できませんが、いわゆる「営業電話」とはちょっと違います）。



◆年間の増販増客カレンダーを常に念頭に置きましょう

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
お正月 初詣 初荷 成人の日 新学期	立春 節分 豆まき バレンタインデー 卒業旅行	雛祭り ホワイトデー お彼岸 進級・進学 卒業 春休み	エイプリルフール 就職・新学期 入園・入学 花見 ゴールデン・ウィーク	こどもの日 母の日 運動会 修学旅行	衣替え 父の日 梅雨入り ジュニアプライド (結婚式シーズ)	中元・七夕 梅雨明け 暑中見舞い 海・山開き 花火大会	広島・長崎 終戦記念日 揚省・お盆 同窓会 夏休み・宿題	防災の日 敬老の日 秋の七草・月見 お墓まいり 台風	体育の日 ハロウィン 中間テスト 紅葉狩り 秋祭り 秋の遠足・運動会	文化の日 七五三 勤労感謝の日 西の市 文化祭 学園祭	御歳暮 忘年会 大掃除 クリスマス 大晦日 歳末助け合い

購入率、契約率を上げるためには、スタッフ全員が均一のトークができるように、トークマニュアル（台本）を作成したり、事前にロールプレイング（模擬練習）をしたりします。

このように指標ごとに様々な「手」、つまり「PT」を打ち、どうやったらそれぞれの指標がアップするかを考えるのです。ご覧のようにかけ算ですので、極端に言うところかの指標が2倍になれば売上高も2倍になる可能性があり、2つの指標が倍増すれば売上高は4倍になる可能性があるというわけです。CTPTマーケティングを活用した成功事例に数十%増、2倍増、中には「年商が月商になった」などという事例があるのはそのためなのです。

方程式を抽出する意味とは

●増販増客を一過性のものに終わらせない

さて、上記のように一度販売会や展示会などいわゆる「催事」を行った後、そこからこのような増販増客の方程式を数値として抽出します。これがとても重要です。PT（プロセス・ツール）を形として残しておくことの重要性は以前もお話しいたしましたが、合わせて増販増客の方程式を数値として残しておくことも大切です。主に以下3つの理由があります。

1つには、次回以降、それぞれの指標のどこをあげれば良いのかという判断材料になり、PTを進化させることができるからです。

『待ち』の企業(店)は、売上高を販売数(客数)と単価でしか考えない

すると、確実に売上は減少していく

売れない!!



通常の企業	売上高 = 販売数 × 単価
通常の飲食店	売上高 = (来客数) × 客単価

『攻め』の企業(店)は、増販増客のため、何をすべきか、いつどんな手をうつべきかをわかっている



CTPTマーケティングを展開する企業	販売数 × 単価
売上高 = 告知数 × 反応率 × 来場率 × 購入率 × 単価	
同様に飲食店	
売上高 = 告知数 × 反応率 × 来店率 × 同伴数 × 客単価	

この場合、3つの指標を上げるために、いつ何をすればいいかを考える
1つの指標を上げるだけでも売上はかなり上がる！
3つの指標を上昇させると劇的な増販増客が起こる！

2つ目は、進化させたPTを次の催事で、あるいは他店舗で、他営業所で、水平展開させ、継続的に増販増客を達成することができるからです。

最後に、方程式を持つことで、例えば販売会開催前にどれだけ来場するか、どれだけ売上が上がるか、などの予測が立てられ、予定通りうまく進捗していないときには、途中でリカバリー策を打つ基準となるからです。

【出典：増販増客ニュース・2012年05月10日 137号：日本マーケティング・マネジメント研究機構（JMMO）】

うちも増販増客したい!という方は、当事務所はまっこ増販センターまでお気軽にお声掛けください!



お客様の声

お客様から、あたたかいお言葉を頂きました！

相続税の申告をされた

〈川崎市高津区 O様より〉

1. 当事務所はどのようにして知りましたか？
 ホームページ DM ご紹介
2. 当事務所に依頼する前までは、どのような問題・悩みなどがありましたか？（複数回答可）
 気軽に相談できる税理士を探している 税理士は既にいるが、相談したいことがある
3. 今回の申告、もしくは毎月の巡回監査での担当者の対応はいかがでしたか？
 満足 どちらかといえば満足 どちらかといえば不満足 不満足
4. その他ご感想・ご意見をお聞かせ下さい。
 (良かった点・改善点・気になった点・事務所に対する要望はございますか？)
 申告の内容がわかりやすく良かった。

相続税の申告をされた

〈横浜市磯子区 H様より〉

1. 当事務所はどのようにして知りましたか？
 ホームページ DM ご紹介
2. 当事務所に依頼する前までは、どのような問題・悩みなどがありましたか？（複数回答可）
 気軽に相談できる税理士を探している 税理士は既にいるが、相談したいことがある
3. 今回の申告、もしくは毎月の巡回監査での担当者の対応はいかがでしたか？
 満足 どちらかといえば満足 どちらかといえば不満足 不満足
4. その他ご感想・ご意見をお聞かせ下さい。
 (良かった点・改善点・気になった点・事務所に対する要望はございますか？)
 質問事項に対して気がねなく答えてくれた。
 担当の清水さんについては大変お世話になりました。

無料相談会のお知らせ

- 太田 寿郎 顧問弁護士へのご相談
7月12日(木)、8月9日(木)
- 田近 淳 顧問司法書士へのご相談
7月19日(木)、8月16日(木)

ヨハセツセイ
☎ 0120-48-7271

または
☎ 045-929-1527

税務カレンダー

8月

[税目]	[期間]	[納期限]
個人住民税	第2期分	8/31(金)
個人事業税	第1期分	8/31(金)
個人消費税	中間申告	8/31(金)

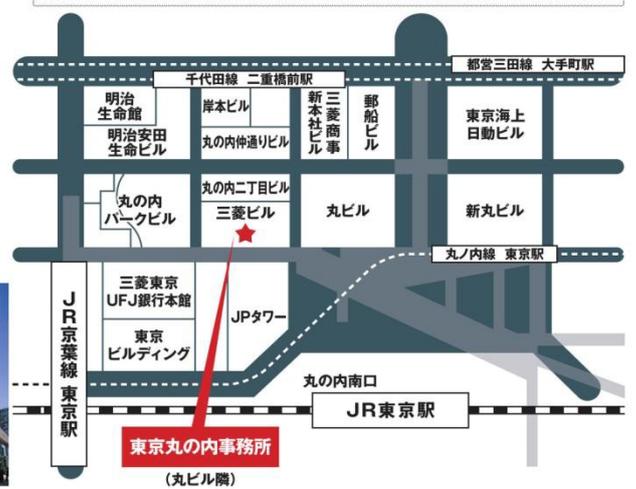
タワー事務所

桜木町駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分
 みなとみらい駅 (みなとみらい線) 徒歩3分



東京丸の内事務所

東京駅 (JR・東京メトロ丸ノ内線) 10番出口直結 徒歩3分
 二重橋前駅 (千代田線) 4番出口 徒歩2分
 大手町駅 (都営三田線) D1出口 徒歩4分 ほか



行政書士法人中山事務所

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分



横浜緑事務所

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩12分



川崎黒川事務所

黒川駅 (小田急多摩線) 徒歩5分
 若葉台駅 (京王線) 徒歩10分



発行

ランドマーク税理士法人 広報委員会

ランドマーク税理士法人 株式会社ランドマークエデュケーション
 ランドマーク行政書士法人 株式会社ランドマークコンサルティング
 はまっこ増販センター

E-mail seita-yukihiro@tkcnf.or.jp

[相続税] <http://www.zeirisi.co.jp> [法人税] <http://www.landmark-tax.com>

タワー事務所

〒220-8137 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階
 TEL/045-263-9730 FAX/045-263-9731

東京丸の内事務所
 (丸の内相続大学校)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階
 TEL/03-6269-9996 FAX/03-6269-9997

横浜緑事務所

〒226-0014 横浜市緑区台村町644番地
 TEL/045-929-1527 FAX/045-929-1528

川崎黒川事務所
 (相続手続支援センター)

〒215-0035 川崎市麻生区黒川24番地
 TEL/044-281-3003 FAX/044-281-3004

行政書士法人中山事務所
 (相続プラザ)

〒226-0011 横浜市緑区中山町83番地
 TEL/045-350-5605 FAX/045-350-5606

お問い合わせ窓口

全国共通フリーダイヤル

ヨハ セツゼイ

0120-48-7271

または 045-929-1527